

平成 29 年 4 月 6 日

一般社団法人日本脳神経外科学会 御中

厚生労働省移植医療対策推進室

通知の送付につきまして

移植医療の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、移植医療対策推進室長名の通知をお送りいたしますので、御査収願います。

ご不明な点等ございましたら、以下の照会先までご連絡願います。
何卒よろしくお願い申し上げます。

(照会先)

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

厚生労働省健康局移植医療対策推進室

TEL 03-3595-2256 (直通)

FAX 03-3593-6223

健移発 0313 第 1 号
平成 29 年 3 月 13 日

一般社団法人日本脳神経外科学会理事長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長



「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）が定める救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設について

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」（平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知）別紙の第 4 では、法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供が行える施設の条件を定めており、この条件の一つである救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設として「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A 項）」が規定されています。

この規定の解釈については、下記のとおりとしているので、貴会員等に対する再周知について御配慮をお願いします。

また、公益社団法人日本臓器移植ネットワークが臓器のあっせんを適正に行う必要があるため、貴会において、救急医療等の関連分野において高度の医療を行う施設を認定したときは、速やかに、当室あてその結果の報告をお願いします。

記

- 1 「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A 項）」とは、一般社団法人日本脳神経外科学会専門医認定制度内規（平成 16 年 5 月 15 日制定）第 7 条及び第 8 条に定める基幹施設及び連携施設であること
- 2 前記 1 の一般社団法人日本脳神経外科学会による基幹施設及び連携施設の認定は、将来に向かってのみその効力を有すること

以上